

第 1 1 回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和 7 年 3 月 2 4 日)

午後 1 時 3 0 分開会

◎議事日程

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第 2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第 3 | 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について |
| 第 4 | 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 第 5 | 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 第 6 | 議案第 4 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について |
| 第 7 | その他 |

◎出席委員 (10 名)

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 樋 口 國 先 |
| 2 番 | 杉 田 文 枝 |
| 3 番 | 神 野 充 布 |
| 4 番 | 瓜 田 晃 |
| 5 番 | 山 下 博 史 |
| 6 番 | 菅 野 能 弘 |
| 7 番 | 佐 藤 能 將 |
| 8 番 | 加 川 可名子 |
| 9 番 | 長谷川 和 夫 |
| 10 番 | 藤 本 博 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|---------|
| 事務局長 | 山 崎 義 典 |
| 事務局次長 | 中 村 稔 |
| 主事 | 菊 地 智 皓 |

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから11回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。
------	--

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第1>議事録署名員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名員に4番瓜田委員、5番山下委員にご指名をしたいと思います。ご異議ございませんか。
------	--

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	異議なしのようでありますので、瓜田委員、山下委員を議事録署名員に決定いたしました。
------	---

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第2>諸般の報告を行います。委員の皆様から何か報告事項があれば発言してください。ありませんか。
------	--

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	-------------------------

中村次長	はい、事務局次長。
------	-----------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

中村次長	それでは2ページ目をご覧ください。第10回総会以降の経過報告になります。3月5日、第11回女性農業者の集いが振興センターで行われました。今回の女性農業者の集いは、講演として雑草対策について普及センターの〇〇さんと〇〇さんから。それと2本目の鳥獣対策について、住民生活課の〇さんから講演をいただきました。参加者につきましては、女性農業者の方、講師の方、スタッフ含めて16名の参加をいただき、情報交換を行ってきております。3月4日から17日まで、令和7年度美深町議会第1回定例会が行われ、藤本会長、事務局が出席をしております。今回の定例会におきましては、令和7年度の美深町予算、特別会計、一般会計含めて6件と条例の一部改正が2件、補正予算が4件、すべて原案可決をされております。お手元の配布資料の中に新年度の予算概要書ということで、横長のホチキス留めのものを書いており、農業関係のものを抜粋してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。次、13日から14日、令和7年度予算審査特別委員会定例会に付議された新年度の予算を特別委員会で審査され、原案通り認定されております。24日本日、第1回美深町農業委員会総会となります。次、11回総会以降の予定です。4月16日、令和7年度北部上川農業委員会協議会総会後、和寒町で開催の予定です。藤本会長と局長が出席の予定です。同じ日ですけれども、和寒町で開催して、その後移動しまして、旭川市において上川地方の農業委員会連合会総会を開催すると予定となっております。次第1回美深町農業委員会総会、4月の総会ですけれども、いつにするか皆さんと共有して進めたいと思います。
------	--

(日程調整)

中村次長

それでは第1回美深町農業委員会総会、28日の月曜日に開催をいたします。よろしくお願いいたします。あともう1点、美深町農業委員会でいろいろ規定がございまして、今回会長専決規定というのを設けさせていただきました。この会長専決といいますのが、本来であれば、農業委員会総会の合議性を持って決めていくことではあるのですが、今回の4月以降ですね、農地の売買貸付等の手続きをする際に農業公社に書類がいて、それを決定になって、また美深町農業委員会の方でかけるというような運びになるのですが、これを円滑に進めるということで、農業会議からもそうしてくださいというふうに指導はされていますが、一度農業公社に、最初案を農業委員会の総会、この場で決定して、農業公社の方にそれを送った後に認可されて、返ってきた後に決定になりましたということで、ここで再度かけるという流れになるのですが、その2回目戻ってきた時に、会長専決で許可をする、認定をするといったような方式がございまして、そのようなことで会長専決規定を設けました。従来、会長専決規定はなかったのですが、例えば農地法第5条の一時転用の何かの手続きの際も、砂利採取の申請許可をこの場で決めましたということで、その後農業会議の方に書類が行きまして、そこで常設審議会という会をくぐって、本来であれば5月の総会の時に決まりましたということでかけるんですけども、従来、会長専決で一応進めた経緯もありますので、そういったものも合わせ、専決規定を設けたところでございます。

専決の内容として、今ちょっと申し上げますけども、これ後で皆様に帰るまでにちょっとコピーして差し上げます。全部で専決規定が5つございます。1つ目、農地法第4条第4項及び第5条5項で、農地法第5条、これは転用になります。今言った転用の手続きの際に総会で許可申請を審議して農業会議に意見聴取をします。許可相当ということで返ってきます。この時に許可書を発行するよというような、その時点で専決処分が発生いたします。これが1点です。2つ目、農地法の規定による許可申請届出の受理不受理に決定に関する事。これも従来は事務局で受理不受理決定してきたのですが、本来はあの農業委員会の総会でかけるべきものでありますが、今回の専決規定に合わせて整理したものです。届出による受理不受理の決定事項を専決処分にするといったところです。3つ目です、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定により公益財団法人北海道農業公社に要請されたもののうち、要請の通り許可認定されたものの認可公告に関する事、ということで、この総会で促進計画を決めました。その後農業公社に書類が行って、そこで農業公社の方で促進計画の決定になって、戻ってきたものを本来であれば認可公告の総会をかける手続きがございしますが、その最後のものを、美深町農業委員会で認可公告の決定を専決するというふうに進めていきます。

4つ目です、独立行政法人農業者年金基金の委託業務に関する事につきまして、従来、事務局の方で委託を受けて執行していたところなんですけど、他町村の様子を見ますと、この委託業務の専決処分の規定を設けているところが見受けられますので、今回に合わせて整理したものです。最後5つ目なんですけども、前後に定めるもののほか、定期的かつ軽易的な事項に関する事。例えばですね、営農証明書などの証明書関係を専決処分すると。ただし、現況証明などの現地調査を行った後の証明書につきましては、従来通りこの総会でかけていきたいなというふうに思っております。以上5つの項目につきまして、専決規定を設けたところでございます。長くなりましたが説明は以上となります。

藤本会長

ただいまの報告に対しご質疑等があれば承ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長	<日程第3>議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは議案3ページになります。議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により美深町長より決定を求められました。令和6年度第10号の農用地利用集積計画について審議を求めます。 整理番号39番、譲渡人、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。譲受人、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番地。地目公簿田、現況田。面積△, △△△㎡、他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡の所有権移転の売買となります。一部添削でも混じっておりますけれども、所有権の移転時期につきましては、令和7年4月15日。対価の支払い期限は令和7年12月25日です。土地の引き渡し時期は対価の支払い日というふうになります。価格につきましては、反あたり畑△△△, △△△円、総額が△, △△△, △△△円というふうになります。別紙資料をつけております。カラー刷りの写真をご覧ください。〇〇△△〇〇沿い、市街地から〇〇〇方面に向かう〇〇地区で赤く囲った部分が〇〇さん所有の農地となります。大きく3箇所に分かれています。一番上は〇〇〇ですね。〇〇〇の橋の手前で、一番下につきましては、宅地の近くということになります。メインは真ん中の△△△-△、△△△-△ということで、今回〇〇地区で斡旋をしましたけれども、〇〇の正会員では誰もいなかったということで、地域で使用している準会員に斡旋をしたところ、〇〇〇〇〇〇さん一軒要望があったということで、〇〇〇〇〇〇さんはその〇〇地区、今赤く囲った部分の△△△-△、△△△-△の上すぐ隣に隣接しているところを耕作しておりますので、今回情報があったものと思われます。では次行きます。 4ページ目に移っていただきまして、整理番号41番、〇〇町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん、これが貸主ですね。借主、美深町字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇〇さんです。土地の所在、美深町字〇〇△△△番地。地目公簿畑、現況畑。面積が△△, △△△㎡。ほか△筆、合計△筆。合計面積は△△, △△△㎡の賃貸借となります。期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。小作料は反あたり△, △△△円の年間△△△, △△△円となります。次のページいきます。5ページ目です。 整理番号42番、譲渡人、〇〇県〇〇〇郡〇〇〇〇〇村〇〇〇〇〇〇△番地、〇〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇△△△番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇〇△△△番地。地目公簿畑、現況畑。面積 △△, △△△㎡。他△筆、合計△△筆。合計面積が△△△, △△△㎡です。所有権の移転時期につきましては、令和7年6月1日。支払い期限につきましては、令和7年12月25日。土地の引き渡し時期は対価の支払日となります。価格ですけども、反あたり△△, △△△円、価格総額が△, △△△, △△△円の売買という風になります。別紙資料の先ほどの裏ページ、整理番号42番というところをお開きください。今回、〇〇さんが土地を処分するということで斡旋しまして、〇〇〇〇〇〇さんの方に移られます。〇〇〇から〇〇〇方面に抜けて、〇〇〇〇〇〇〇〇のところをですね、〇〇方面の道路を直進するんですね。行ったところに赤く囲った部分が〇〇さんの土地があります。全部で△△町ほどあります。 では、議案に戻っていただきまして、整理番号43番です。貸主、〇〇市〇区〇〇△条△丁目△△番△号、〇〇〇〇さん。借主は整理番号42番の借主と同じ

です。土地の所在、美深町字〇〇〇△△△番△。地目牧場、現況畑。面積△△、△△△㎡。他△△筆、合計が△△筆。合計の面積が△△△、△△△㎡での今回賃貸借継続案件になります。期間につきましては、令和7年6月26日から令和16年11月30日まで。小作料は反あたり畑△、△△△円、年間△△△、△△△円となります。

続きまして整理番号44番、貸主、〇〇市〇区〇〇△条△△丁目△-△-△△△、〇〇〇〇さん。借主、〇△条〇△丁目△△番地△、〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さんとなります。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿田、現況田。面積が△、△△△㎡。ほか△筆、合計が△筆。合計面積が△△、△△△㎡です。期間につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。小作料は畑△、△△△円、年間△△△、△△△円というふうになります。次のページいきます。

整理番号45番、貸主、〇△条〇△丁目△△△番地△△、〇〇〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。公簿田、現況畑。面積△△、△△△㎡。他△筆ですね。全部で△筆になります。合計面積が△△、△△△㎡。期間につきましては、令和7年4月1日から令和17年3月31日まで。小作料は反あたり△、△△△円、合計が△△、△△△円です。

続きまして、整理番号46番、貸主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇〇さん。借主は整理番号45番と同じことになります。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿田、現況畑。面積が△、△△△㎡です。期間につきましては、令和7年4月1日から令和17年3月31日まで。小作料につきましては、反あたり△、△△△円の年間△△、△△△円となります。

続きまして整理番号47番です。貸主、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇〇さん。借主は整理番号45番と同じとなります。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積が△△、△△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△、△△△㎡となります。期間につきましては、令和7年4月1日から令和17年3月31日まで。小作料につきましては、反あたり△、△△△円、年間△△、△△△円の継続賃貸の案件でございます。

藤本会長

整理番号40番につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定により、議事参与の制限で参与することができないと委員がおります。△番〇〇〇〇、退席をお願いします。

(△番〇〇〇〇 退室)

中村次長

では、議案を遡っていただきまして4ページになります。整理番号40番、貸主、美深町字〇〇△△番地△、〇〇〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△番地△△、〇〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△、△△△㎡。他△△筆、合計△△筆。合計面積が△△△、△△△㎡。期間につきましては、令和7年6月26日から令和13年12月31日。小作料につきましては、反あたり△、△△△円の年間△△△、△△△円。賃貸新規というふうになります。この農地につきましては、〇〇さんが中間管理事業ということで、これまで10年間ですね、〇〇〇〇の方に貸し付けをして、地域の方で利用していたところございまして、今回それが10年間切れたということで、〇〇さんの方に新規で借りるといったようなことでございます。説明は以上となります。

藤本会長

はじめにですね整理番号40番について審議願います。ご質疑等があれば承ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がなければ、整理番号40番に対しましては、原案の通りに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

藤本会長

藤本会長

藤本会長

藤本会長

◎日程第4 議案第2号

藤本会長

中村次長

藤本会長

中村次長

[illegible]

よろしいですか。

	(挙手)
藤本会長	はい、杉田委員。
2 番 杉田委員	あの同じような質問なんですけど、さっき聞き漏らしちゃったんですけど。〇〇〇〇さんと〇〇さんの間のいざこざというか関係がうまく理解できなかったのと、これからどういう風にしてやっていくかなんてことわかりますか。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	いざこざについて事務局に詳しく説明がなかったので、そこはちょっとお答えができないかなと思います。〇〇さんは今現在、いざこざが今も残っているかどうかはわからないんですが、両者で一緒に揃って農業委員会の方の事務局で相談に来られましたし、言ってみれば敵対関係ではないのかなというふうには思っています。ただやり方について、〇〇さんが去年の方向について行き違いというんですかね、予定通りはなかったというふうには聞いております。地域の方は、恐らくもう 1 年間ぐらい賃貸で見てから売買にしているのではないかなというような話もあったようなんですけども、売主の方から、ちょっと早めに渡したいといった意向もあって、今回の申請に至っています。今後以降は〇〇さんについては経営にあまり携わることなく、〇〇〇〇〇〇さんの方で中心となって、カボチャを栽培するといったことを聞いております。
2 番 杉田委員	ありがとうございます。
藤本会長	他にございませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(多数の挙手あり)
藤本会長	賛成多数によりまして、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案の通り可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長	< 日程第 5 > 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは 10 ページをお開きください。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による許可申請について次の通り

あったので審議を求めるものでございます。
整理番号1番、美深町字〇〇△△番地、〇〇〇〇さん。転用者、美深町字〇△条〇△丁目、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△のうち、地目公簿畑、現況畑。面積が△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡。転用の目的は、土地の改良を図るため、砂利を採取するという理由です。貸主、申請土地を耕作しているが、旧河川流水路跡のため高低差があり表土層が薄く、砂利層が厚いため、保水状況も悪く、作物の生育が悪いため、砂利採取業者に砂利の採取を依頼し、耕作条件の良い土地にする。借主につきましては、建設工事等により特に需要の増加している良質な砂利を採取して、原石確保の上、建設現場への需要に備えたいので当該地を申請する。採取後は従前より耕作条件の良い農地に復元するという事です。工事の計画についてですけれども、所要面積△△, △△△㎡となります。砂利の採取量は△△, △△△㎡。工事の期間につきましては、令和7年5月19日から令和8年5月18日までとなります。この案件、今日の審査が通ったとしましたら、この後北海道農業会議の方に建設常任審議会という会議を経て、決定許可相当かどうかの決定を待ちます。許可相当になった場合は、許可証を発送することとなりますので、ご理解をお願いいたします。説明は以上となります。

藤本会長

議案第3号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第3号については原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。よって議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については原案の通り可決決定されました。

◎日程第6 議案第4号

藤本会長

<日程第6>議案第4号、美深町農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について事務局より説明願います。

中村次長

はい、事務局次長。

藤本会長

はい、次長。

中村次長

お手元のA3番の用紙になります。令和7年度最適化活動の目標の設定等についてということで、別紙様式がございますけれども、3月に目標をこの会議を経て、次の5月の総会の時に令和6年度の評価の会議がございます。これをホームページで毎年7月以降に載せる順番になっておりまして、読み上げて説明に代えたいと思います。

A3番の左側の1、農業委員会の状況ということで、令和7年4月1日現在の予定になりますが、農業委員会の現在の体制、任命委嘱の年月日、任期満了については昨年と変わらず、令和5年7月20日の日から令和8年7月19日までになります。その左下です。農業委員会の構成となります。これは去年と変わってございません。

2番目、農家農地等の概要につきましても、これは農林業センサスに基づいた直近の状況でございます。ご覧の通りとなります。農業者数、農家数、経営数はご覧の通りです。真ん中の表につきましても、ご覧の数値となります。農業委員会調べということで、その左です。認定農業者の数、基本構想水準達成者

の数、農業参入の数、集落営農経営の数、ご覧の通りでございます。
その下の表です。耕地面積とあります。これは耕地統計について美深町の農地を記載してございます。田が 408ha、畑 4,580ha、合計面積が 4,988ha となっております。右のページに移りまして、最適化活動の目標です。1 つ目としまして、最適活動の成果の目標になります。現状、管内の農地面積というふうに言葉が変わってますが、農地面積 4,990ha。これまでの集積面積が 4,355.01ha、集積率は 87.27%、これは 6 年度の目標と数値というふうになります。下の表②の目標という表につきましても、今言った数値、農地の集積の目標年度 6 年度の目標集積率です。これは 6 年度目標が載せてございます。その下、今年度の新規集積面積 5ha とちょっと控えめな数字になってますけれども、今年度は新規就農の予定者がいないものですから、全く数字が読めません。5ha 集積をその他の農業者、担い手に移る面積 5ha ということで設定しておりまして、農地面積が 4,988ha ということで、一番下のその下の表、今年度末の集積面積累計が 4,360ha ということで、去年より 5 つ増やした形に設定をしてございます。
その横、(目標)今年度末の集積率ということで、87.41 を目指しましょうということの目標にさせていただきます。その大きな (2) 遊休農地の解消につきましては、現在 1 号遊休農地面積がございませんので、ゼロとさせてもらっております。遊休農地の下の②の目標につきましても、ゼロと数字が載せております。この紙の裏面に移っていただいて、裏面の (3) 番目、新規参入の促進でございます。現状令和 4 年から 5 年 6 年ということで現状が載せてございます。令和 4 年 1 経営体、令和 5 年 1 経営体、令和 6 年 1 経営体ということでそれぞれ 1 経営体ずつになります。
令和 6 年の 1 経営体につきましては、〇〇地区に就農されました〇〇〇〇さんの数字がのささっております。②の目標ということで、権利移動の面積というところでは、令和 4 年から 6 年までの数値が載せてございます。その下に目を移していただいて、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積。これは何かというと、新規就農がいた場合にどれぐらいの農地面積ですかといった意味ですけれども、500ha といったところです。ただ、今誰なのかということで、予定は現在持っていないところでございます。大きな 2 番目、最適化活動の活動目標。1 人当たり活動日数月当たり 3 日、これは従来と変わってございません。ただ 3 日だけでいいのかといったことではなくて、3 日以上活動するとなります。最適活動を行う農業委員の人数、これは全員で 12 となっております。その下 (2) 番目、活動強化月間の設定目標については、一応 3 回を設けてございます。昨年と変わってませんが、8 月 11 月、未定とありますけれども 3 回を予定してございます。8 月については農業用タブレットを活用して農地パトロールを実施するといったところで、毎年 8 月下旬にしたいと思っております。毎年 11 月には、農地の更新時期にあたることも多いですから、貸手、借手の情報で地域と共有して収集を図るということで、皆さん各地区でやっておられる活動ではないかなと思っております。3 つ目の未定とありますけれども、北海道新規就農フェア等に参加しまして、新規参入促進を図るということで、令和 6 年度も一度このフェアに出席しながら、新規就農の募集促進を図ったところでございます。その (3) 番目、新規参入の相談会の参加目標も今言ったようなことで、年に 1 回、開催場所札幌が多いですけれども、過去には大阪とか東京とかにも行ったこともございますけれども、年に 1 回そういうような相談会に参加していくという目標でございます。大変ざっぱくですけども、説明と代えさせていただきます。

藤本会長

美深町農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてのご質疑承ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について賛成の方の挙手を

	求めます。
	(全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 4 号、美深町農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案の通り決定いたします。

◎日程第 7 その他

藤本会長	<日程第 7>その他。委員の皆様から何かございませんか。
	(「なし」という者あり)

藤本会長	事務局から何かございますか。
	(「なし」という者あり)

◎閉会宣言

藤本会長	以上を持ちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 11 回美深町農業委員会総会を終了いたします。
------	--

※終了 午後 2 時 21 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑥

署名委員 4 番

⑥

署名委員 5 番

⑥